

件名	県産農産物の放射性物質検査実施計画(第2期)について																		
内容	<p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 出荷される主要な農産物等を対象とし、生産量等を踏まえて検査品目を選定する。</p> <p>(2) 農産物については、平成25年度まで全ての品目で不検出であったことから、生産状況、地域性を考慮しながら、原則として各品目毎に主要な1~2産地からサンプルを採取する。</p> <p>(3) 米については、国の示す「摂取量上位品目」であることを勘案し、各JA単位で収穫時期の早い地域を対象に検査を行う。</p> <p>(4) 牛肉については、肥育農家の全戸検査が終了しているので、食肉市場の自主検査に委ねる。また、原乳については、生産団体と地理的条件を考慮した合乳等を検査する。</p> <p>(5) 水産物については、過去の検査成績を考慮して、代表的な湖の漁場において解禁状況等を勘案し、天然魚の検査を行う。</p> <p>(6) 飼料用稲わら・トウモロコシ、牧草については、生産量と地利的条件を考慮し検査を行う。</p> <p>(7) 検査の結果は、県ホームページ等で随時公表する。</p> <p>(8) 検査の結果、厚生労働省が定める基準値を超えた場合、県は出荷団体等に対し当該品目の出荷の自粛を要請する。</p> <p>2 検査対象</p> <table border="1" data-bbox="359 1171 1439 1386"> <thead> <tr> <th></th> <th>分類</th> <th>品目</th> <th>産地</th> <th>検査日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>野菜類</td> <td>レタス</td> <td>JA梨北</td> <td>5月8日</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>飲料水類</td> <td>飲用茶</td> <td>JAふじかわ</td> <td>5月8日</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 サンプル採取地点の選定等</p> <p>(1) 品目毎のサンプル採取地点の選定については、当該対象品目の主産地である市町村・ほ場を選定する。(選定に当たってはJA等と協議)</p> <p>(2) サンプルの採取に当たっては、県が当該産地のJA、漁協等の協力を得て行う。</p> <p>(3) 原乳については、各集乳コースから、生産者団体・JA等の協力を得てサンプルを採取する。</p> <p>4 分析機関 山梨県衛生環境研究所</p>					分類	品目	産地	検査日	1	野菜類	レタス	JA梨北	5月8日	2	飲料水類	飲用茶	JAふじかわ	5月8日
	分類	品目	産地	検査日															
1	野菜類	レタス	JA梨北	5月8日															
2	飲料水類	飲用茶	JAふじかわ	5月8日															
問い合わせ先	農政部農業技術課 055-223-1616																		